

【文書名】

○暴騒音取締隊運用要領の制定について

(平成 28 年 3 月 14 日付け例規香警備第 79 号)

【概要】

拡声器による暴騒音の規制に関する条例（平成 4 年香川県条例第 37 号）に基づく暴騒音の取締りを適正かつ効果的に行うため、暴騒音取締隊の運用等について定めたものである。

主な内容は、編成、任務、派遣手続、取締要領等である。